令和4年12月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月23日(金)午後1時50分から午後2時25分
- 2 開催場所 石井町役場 2階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕

2番 久米 基敬

3番 黒住 敬

4番 笠井 義晴

5番 吉浦 武夫

6番 山口 弘司

8番 藤井 利夫

9番 中村 恒夫

11番 桒内 千恵美

12番 大西 佐知子

14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第62号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第66号 農用地利用集積計画の合意解約について

局 長 それでは、ただいまより令和4年12月石井町農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局 長 本日、10番吉村委員、13番加藤委員より欠席の旨通告がありましたので、報告

いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及 び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 それでは、議事録署名委員は6番山口委員、9番中村委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
- 議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
- 議長 議案第62号、下限面積(別段の面積)の設定について、事務局に説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書をご覧ください。下限面積(別段の面積)の設定について、提案並びに説明をいたします。

(議案書に基づいて内容の説明)

下限面積(別段の面積)の設定については、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっております。

また、「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)により、農業委員会は毎年この下限面積 (別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

農地法施行規則第17条第1項第3号で、別段の面積は、設定区域内において事業 に供している者の総数が、全農家数のおおむね40%を下らないように算定すると規 定しており、2020年農林業センサス農林業経営体調査結果を基に算定された面積 40アールを現在の石井町の下限面積(別段の面積)として設定しております。 また、一定の経営面積が確保されないと、生産性が低く農業経営が効率的かつ安定 的に継続して行われないことが想定されること、また、現行の面積で意欲ある新規参 入者の障害とはならないと考えられることなどから、40アールが下限面積として適 当であると見なします。

よって、下限面積(別段の面積)の設定については、石井町全体が自然的、経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であるので、設定区域は石井町全域、下限面積は40アールの現行のまま変更は行わないことを提案いたします。なお、本議案については、令和5年1月1日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、第5条農地法の一部改正、施行日までの下限面積要件であります。以上で説明を終わります。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの議案並びに提 案について、ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。
- 議長で質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それでは、ご質問・ご意見がないようでございますので、採決をいたします。 議案第62号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたしま す。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成でございますので、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の 説明をお願いします。
- 事務局 議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については5件です。 (議案書に基づいて内容を説明)

受付番号169から173については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。 以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号169について、高原字桑島の 担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

所有権移転の件で譲受人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

8 番 議案第63号、受付番号169号について説明いたします。 12月13日に矢部会長、山口委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条 譲渡人は知人に農地を譲りたいと希望し、現在、申請地の耕作を依頼している譲 受人と売買することになりました。

申請地は高原字桑島〇〇〇番〇、〇〇〇番○、〇〇〇番○、〇〇〇番○、○○○

地目については、議案書のとおりです。

譲受人は現在、米とブロッコリーの栽培に従事しており、農業に必要な農機具は 揃っています。

所有農地と申請地を合わせると○○○ mrであり、石井町の下限面積要件を満たします。

農業には本人、妻、子で従事し、本人の従事日数は年間250日です。 許可相当の案件と考えますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号 1 6 9 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成でございますので、受付番号169は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続きまして、受付番号170について、浦庄字諏訪の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。
- 3 番 議案第63号、受付番号170号について説明いたします。

農地法第3条に規定する許可申請について、12月13日に吉浦委員、笠井委員 と私で申請者に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は、浦庄字諏訪○○○番○、登記簿が田、現況が畑、999㎡で有償移転であります。

譲受人が申請地で耕作を行わない予定であったところ、経営規模の拡大を希望する譲受人が購入することになったとのことです。

譲受人は、自作地〇〇〇〇㎡、借入地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡で、夫婦及び子で耕作しており、本人は年間180日農業に従事しております。

農機具等については、トラクター○台、トラック○台を所有しております。 農作業歴は○年で、農業技術研修を○年受けております。 周辺地域との関係においては、付近に迷惑及び被害がないように対処して耕作するとのことです。

以上のことから許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いいたします。 (質疑があればしていただく。なければ次へ進む。)
- 議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。 受付番号 1 7 0 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いい たします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成でございますので、受付番号170は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして、受付番号171及び172は、譲受人が同一で高原字中島及び桑島 の田の売買にかかる一連の案件であります。

高原字中島及び桑島地区の担当であります8番藤井委員に、現地調査の結果並びに 説明をお願いいたします。

8 番 議案第63号、受付番号171及び172については、申請地が高原字中島及び 桑島で、譲受人が○○○○株式会社である一連の案件でありますので、まとめて説 明いたします。

12月13日に矢部会長、山口委員と私の3名が、譲受人の担当者と農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、受付番号171が高原字中島〇〇〇番〇、登記及び現況が田、493 ㎡、譲渡人〇〇〇、受付番号172が高原字中島〇〇〇番〇ほか1筆 登記及び現況が田、2筆計1,378㎡、譲渡人〇〇〇〇です。

譲受人は、石井町での経営規模拡大のため、譲渡人から農地を取得します。 申請時点で、譲受人の耕作面積は〇〇市と石井町を合わせると〇〇〇〇㎡あり、 下限面積要件を満たしております。

申請地は国土調査が完了し、境界が確定しております。所有権移転後は、どくだみを栽培する予定とのことです。

譲受人の本社は○○ですが、○○市に支店があり、トラクター○台、管理機○ 台、トラック○台等の農機具を所有しております。 代表取締役の年間農業従事日数は180日となる見込みで、常時雇用〇人、臨時雇用〇人で運営しており、今後は臨時雇用人数を増やす予定とのことです。

譲受人の損益計算書では、損失が発生しておりますが、株式会社のグループで事業が運営されていること、今後3年間は農業の売り上げが増加すると見込んでいることから、所有権移転後も農業経営は継続されると見込まれます。

本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号171及び172について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、受付番号171及び172は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 続きまして、受付番号173について、藍畑字高畑東の担当であります11番桒 内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。
- 11番 議案第63号、受付番号173について、説明いたします。

12月13日に中村委員と私の2名で、譲受人である、〇〇〇〇株式会社の担当者と農地法第3条第1項に規定する所有権移転について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の所在等につきましては、議案書のとおりです。

受付番号171号、172号と同一の法人であり、その他の状況については、先ほど藤井委員が説明されたとおりです。

申請地は国土調査が完了し、境界が確定しております。

所有権移転後は、どくだみを栽培する予定とのことです。

本総会の案件以外の農地でもどくだみを栽培しているとのことです。

本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いいたします。 議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号173について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成でございますので、受付番号173は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に議案第64号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、 事務局に説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号174については、以上です。

- 議長事務局の説明が終わりました。それでは受付番号174について、石井字重松の 担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。
- 2 番 議案第64号、受付番号174号について説明いたします。

12月13日に田幡委員と私が委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、除草された状態であり、北側は譲受人の居宅、東側は麻名用水土地改 良区の水路、西に公道、南は田に面しております。

譲渡人は、農業に従事することが困難で、今夏まで休耕状態で管理に困っておりました。

そこで、隣接地に居住する譲受人の駐車場所が不足している事から申請を行うことになったとのことです。

また、南側の農地は農地法第3条申請で所有権移転を進めているとのことです。 申請地は84cmの盛土を行い、雨水は地下浸透とします。

道路とは東側6mの位置から6度の傾斜をつけて地上面をすりつけます。

地下浸透にならなかった雨水の一部が流れますが、土が流出する危惧は少ないと 見込まれます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されていることからも許可相当と判断いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項につい

て、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号174の申請地は、令和4年11月30日付けで重松〇〇〇番〇から分 筆された田で、第2種農地です。

分筆前の昭和46年5月に農用地区域から除外されております。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は駐車場で、譲受人は申請地の北側に隣接する宅地を相続して居住しているところ、敷地いっぱいに住宅が建てられており、自家用車の駐車場所が不足するため、譲渡人から所有権を移転して農地の転用をするものであります。

併せて利用する土地である宅地は、171.66㎡で申請地229㎡との面積の計は400.66㎡であります。

申請地は、現地盤より約84cm山土で盛土します。北側は住宅地、西側は県道です。南側の農地及び東側水路との境界にはコンクリート擁壁を新設します。

雨水は地下浸透です。

周辺の農地等に被害を及ぼすおそれはなく、被害が生じた場合は、申請者の責任において解決することが申請書に明記されております。

造成においては、配偶者の資金を使います。配偶者の預金残高証明書で事業計画 に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手 をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号174について、許可相当という意見を県知事に送付するということに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、受付番号174は許可相当という意見を県知事に送付いたします。
- 議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。 報告第66号 農用地利用集積計画の合意解約について、1件受理しました。 報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたしま す。

(発言なし)

- 議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。
- 議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 これをもって、令和4年12月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。 慎重審議ありがとうございました。